

令和4年瑞穂町教育委員会第8回定例会 会議録

令和4年8月25日瑞穂町教育委員会第8回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第30号 瑞穂町スポーツ推進計画検討会要綱の一部を改正する告示

- 日程第4 議案第31号 令和5年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について
日程第5 議案第32号 令和5年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について
日程第6 議案第33号 令和4年度一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年瑞穂町教育委員会第8回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において2番、関谷委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

（「質問なし」の声）

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第30号、瑞穂町スポーツ推進計画検討会要綱の一部を改正する告示、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第30号については、第2次瑞穂町スポーツ推進計画策定から5年後の見直しを行うため、要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長 説明いたします。

平成30年3月瑞穂町のスポーツ推進の方針や施策を展開するために、第2次瑞穂町スポーツ推進計画を策定しました。計画の期間は、平成30年から令和9年の10年間となっておりますが、計画開始から5年後には、計画の見直が必要となっているため、令和4年度に見直し作業を行います。

本計画を見直すにあたり、提言を受けるため検討会を設置することになっておりますので、「瑞穂町スポーツ推進計画検討会要綱」の一部を改正します。

2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第3条、組織ですが、検討会の構成員は教育委員会が委嘱、又は任命に改正します。第7条、部会ですが、第2項について町の組織改正に伴い職を改めるものです。

附則として、告示の日から施行するものです。

説明は以上となります。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 先ほどの社会教育課長の説明の中で、提言を求めるということでしたが、検討会なので諮問を受けて答申ということではなく、報告ということになると思いますが、そのような解釈でよろしいですか。

社会教育課長 提言という言葉ということですが、今、教育長が申されました通り、提言としておりますが意見をまとめて報告という形になります。

村上委員 第3条で、依頼から委嘱、又は任命という言葉に変わったということは、よりそのことを明確にやっていたくという意味で、内容が変わるということなのでしょうか。

社会教育課長 委員おっしゃる通り、今まで依頼という形でしたけれども、実際の具体的なところで、前回は委嘱という形でしたので、このような表現に変えたということになります。

鳥海教育長 補足しますと、委嘱と任命の使い方なんですけれども、行政用語として、外部の有識者をお願いする場合には委嘱、内部の職員を任ずる場合には命令である任命になります。そういう言葉の使い分けをしております。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第30号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第30号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第30号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、議案第31号、令和5年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について、日程第5、議案第32号、令和5年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択については、関連がございますので一括審議とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長
教育部長

それでは一括審議とさせていただきます。教育部長より提案理由の説明を求めます。

議案第31号、議案第32号については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、議案第31号については、令和5年度使用小学校特別支援学級教科用図書を、議案第32号については、令和5年度使用中学校特別支援学級教科用図書を、それぞれ、採択する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳しくは、教育指導課長が説明します。

教育指導課長

詳細を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条は、教科用図書の

採択について、種目ごとにひとつの教科用図書選定をする規定となっています。

また、学校教育法附則第9条では、特別支援学級においては、学校ごとに文部科学大臣の検定を経た教科書や文部科学省の著作教科書以外の教科用図書、いわゆる一般図書を使用することができるという規定があります。

採択の流れについてご説明いたします。特別支援学級の設置校に校長を中心とした教科用図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で令和5年度に使用する教科用図書の調査研究を行いました。

調査研究に際しては、児童・生徒の発達の段階や能力、特性などの実態を踏まえて、「内容の選択」、「表現」、「使用上の便宜」、「その他」の4点からなる選定理由を作成し、令和5年度使用特別支援学級教科用図書選定理由書を提出したところです。

はじめに、議案第31号の小学校用です。

瑞穂第一小学校の令和5年度使用特別支援学級教科用図書選定一覧表をご覧ください。多くの教科用図書は検定教科用図書、すなわち令和元年度に小学校通常の学級で採択された教科用図書を選定しています。国語及び算数の第5・6学年、保健の第3・5学年では一般図書を選定しています。選定の理由は、別紙選定理由書のとおりとなっておりますが、その一番大きな理由は、児童の特性・発達段階・学習意欲等を踏まえると、当該教科・学年については、選定した一般図書がふさわしいと考えた結果となっております。

以下、選定した一般図書の特徴を述べます。

なお、検定教科書はすでに採択されていることと、特別支援学級でも第一義的には当該校の通常の学級での教育課程が適用されることから説明を割愛します。

国語は、片仮名を多く使用し、漢字については生活に必要とされるものに絞っており、文章の中での用例も示されており、学習がしやすくなっています。

算数は、繰り上がりのある足し算、繰り下がりの引き算を中心に、2桁・3桁の足し算、引き算、単位について、図、文字、記号を用いて示し、理解を確実にしようと、丁寧に説明されています。

保健は、基本的な体の仕組み等について、分かりやすくイラストを活用して説明されていることや、毎日

の生活の中で起こりやすい、けがについての応急処置を分かりやすく説明されています。

次は議案第32号の中学校用です。瑞穂中学校の令和5年度使用特別支援学級教科用図書選定一覧表をご覧ください。生徒の発達段階、特性等を考慮してこのような結果になっています。小学校の傾向と違って、一般図書を使う教科が多くなっています。小学校と同様、検定教科書の説明は割愛させていただき、一般図書の一部の教科、英語、職業・家庭についての説明をします。

英語については、三省堂書店「New ABC of ENGLISH 単語編」は、子どもの身近な言葉、乗り物や宇宙などに関する700語が収録されており、単語学習に留まらず簡単な会話の練習ができるのが特徴となっています。三省堂書店「New ABC of ENGLISH 会話編」は日常でよく使われる英語表現を中心に学習する内容となっています。付録のCDを活用すると各ページに対応した発音の学習ができるようになっています。

技術・家庭、特別支援学級では職業・家庭です。ナツメ社「子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん」は、食べる、切る、暮らす、暮らしを楽しむの4テーマにわけ、社会のルールやマナーについて学習していきます。東洋館出版「暮らしに役立つ 家庭」は、家族、家庭生活、衣食住の生活における基礎的内容を視覚的に分かりやすく説明されています。合同出版「こどもとマスターする49の生活技術 イラスト版手ののしごと」は、日常生活における49の手作業を分かりやすく解説しています。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひします。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより議案第31号と議案第32号に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ただ、今回は事前に見本本を見ていただく機会がございましたので、現在掲示してございますので、最初に見ていただいてご質疑に入っていただきたいと思います。

(見本本確認)

鳥海教育長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第31号及び議案第32号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第31号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第31号は原案どおり可決されました。続いてお諮りいたします、議案第32号を原案通り決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第32号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第6、議案第33号、令和4年度一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第33号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和4年度一般会計補正予算(第5号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので本案を提出するものです。

1枚おめくりください。

まず、歳入ですが、科目名称と理由を説明いたします。

No.1は、科目名称に記載のある事業を、第四小学校が指定を受けたことから予算化します。

No.2は、町営第2庭球場だれでもトイレ等設置工事の日除け設置が東京都補助に該当したことにより予算化します。

No.3は、長岡地区青少年問題協議会の事業未実施による返還金を計上します。

1枚おめくりください。

歳出です。主なものについて、科目名称と増減理由を説明いたします。

No.1、2は、食材価格高騰に伴う保護者支援として、No.1は、町内小中学校に就学する児童・生徒の保護者をNo.2は、町外の私立小中学校等に通学する児童・生徒の保護者に対して支援を行うもので、No.1は羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金として、No.2は、私立学校等に通う児童・生徒へ直接給付します。

No.5は令和3年度に新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中学校1年生を対象とするスキー移動教室ができなかったため、令和4年度、対象学年を2年生として、実施することにより、保護者の負担軽減を図るものです。

No.7、11、12は、学校施設の定期点検等に伴う指摘により調査委託料等を予算計上するものです。

No.9、10は、歳入で説明いたしました、第四小学校が指定を受けたことによる歳出予算計上です。

No.15は、「殿ヶ谷の山車」修理に伴う事業費補助金を新規計上します。

No.16、17は、10月に行われるこどもフェスティバルの内容について、コロナの感染拡大状況を受け、一部内容を見直したことによる予算計上です。

説明は以上です。

鳥海教育長
中野委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

歳出の方の1番、2番の関係なんですけれども、学校給食の補助ということで材料高騰分ということになっていますが、今後、給食費の価格をあげるとかということもありうるのでしょうか。

学校教育課長

今回の補正予算につきましては、給食費を上げずに現状と同じ質や量を確保するというところで、国の補助金を、コロナの補助金、地方創生臨時交付金というのがありますが、こちらを活用して一部充当していただきながら、食材高騰に対応するというところで計上しております。今後につきましては、給食組合と細かい話

まではできておりませんが、今のところは値上げの話までは聞いていない状況でございます。

鳥海教育長

補足説明いたしますと、今回の食材料費の高騰については、現下の世界情勢も絡んできているところがあるわけなんですね。例えば、小麦ですとか、食用油とかそういうものについて、また、経済情勢なんかもコロナの影響があるという中で、補助金を活用してそこを補填することが仕組みとしてできるということでございます。これから先、食材費の価格高騰がどこまで続くかということとはわかりませんので、未知数ではありますけれども、給食費を値上げせずに公費で補填しようとする仕組みの中での措置でございます。これから先、来年度、値上げするとかですね、給食費を値上げすべきだとか、そういうことについては未知数、決まっているわけではございません。

関谷委員

先ほどの一般会計補正予算の説明のところで、第四小学校の学力格差解消推進校の指定を受けたことによって、新規計上が40万円、歳出の方で同じく四小が学力格差指定校になったことによる増、消耗品の増加ということで、一方は都費で一方は町の費用という考えでよろしいでしょうか。

統括指導主事

東京都からいただいているのが40万円ということです。次のページの歳出のところの9番が消耗品で15万5千円、次のページに行きまして、10番の備品も都費で買わせていただきますので、これが24万5千円、これを足して40万円ということで、都費で100%使わせていただくということになります。こういった形で推進していきます。

以上でございます。

村上委員

それでは、具体的にその備品というのは、何に使われるのでしょうか。教えてください。

統括指導主事

具体的には子どもたちが学習に取り組みやすいようにカラー印刷をするためのトナーやプリンター等を購入させていただく予定でございます。

以上でございます。

鳥海教育長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第33号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第33号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第33号は原案どおり可決されました。
以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
これにて令和4年瑞穂町教育委員会第8回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

鳥海教育長

閉会 午前9時25分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員